

鹿児島大学医歯学総合研究科博士課程
学位論文審査基準
(課程博士)

(審査体制)

1. 審査委員会は、主査1名、副査2名で構成する。
2. 主査及び副査1名は、主指導教員及び学位論文の共著者を除くこととし、医歯学総合研究科の教授、副査のもう1名は、医歯学総合研究科又は附属病院の准教授以上の教員から選出する。(いずれも特任教員含む。)
3. 医歯学総合研究科長が必要と認める場合は、副査を3名とすることができ、この場合の3人目の副査は、医歯学総合研究科又は附属病院の講師以上の教員とする。なお、副査は他の大学院または研究所等の教員等に委嘱することができる。
4. 予備審査委員が審査委員となることは可能である。

(評価項目)

1. 学位論文の学術的意義、新規性、論理性、倫理性の有無
2. 学位申請者の博士号を授与するに足る学識、識見の有無

(評価基準)

1. 国際学術誌に掲載されたもの(掲載予定を含む)であることまたは国際学術誌に掲載された論文(掲載予定を含む)を基に学位申請者が新たに考察、補足説明、図表等を追加して英文で執筆された単著のテーシス形式のものであること。
2. 審査委員会からの博士論文等の審査及び最終試験(口答または筆答による)の結果の報告を受け、博士論文等審査及び最終試験結果の要旨並びに博士課程修了認定資料等に基づき、研究科教授会が学位論文及び最終試験の可否を決定する。
3. 上記の決定は、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、出席構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(関係規則)

1. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科規則
2. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科学位の取扱いに関する申合せ
3. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における学位論文(課程博士)の要件に関する申合せ